別表第八の二（第八条の二関係）　（略）

別表第八の三（第九条の二、第九条の三、第九条の六、第九条の十、第九条の十六、第九条の十七関係）

項	測量に関する科目
一	一　測量に関する法規 二　測量に関する数学 三　測量に関する情報処理 四　測量学概論 五　測地測量 六　測図測量 七　応用測量 八　その他の測量関連科目
二	一　測量に関する法規及びこれに関連する国際条約 二　測量に関する基礎理学 三　測量に関する基礎工学 四　測地測量 五　測図測量 六　三次元点群測量 七　応用測量 八　地理情報システム 九　測量に関する課題研究 十　測量実務

別表第九（第九条の二、第九条の四関係）

実習機器	数量
セオドライト又はトータルステーション	十五式（五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、十五式にその五十人を超える数が百人までを増すごとに十式を加えた数量）
レベル又は電子レベル	十五式（五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、十五式にその五十人を超える数が百人までを増すごとに十式を加えた数量）
全球測位衛星システム測量機	一式（百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、一式にその百五十人を超える数が百人までを増すごとに一式を加えた数量）
電子平板	一式（百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、一式にその百五十人を超える数が百人までを増すごとに一式を加えた数量）
デジタルステレオ図化機	一台（百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、一台にその百五十人を超える数が百人までを増すごとに一台を加えた数量）

別表第九（第九条関係）　（略）

（新設）

（新設）